

2021年度新規追加項目について

個別要件①の1

「介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験者」〔研修企画、講師・ファシリテーターの経験範囲等〕に該当する[WEB（オンライン）研修]について

- ・開始から終了までの参加が証明できる仕組みと研修の評価を有するもの。
- ・主催団体は、個別要件①の1の記載内容と同じとする。
- ・原則として事前の申請をもとに検討する。

上記の対応を令和2年4月1日より施行する

（令和2年度に実施したWEB（オンライン）研修について上記の条件を満たしていれば、令和2年4月1日まで遡って適用する）

個別要件②

「地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修等に平均して年4回以上参加した者」〔対象となる研修〕に該当する[WEB（オンライン）研修]について

- ・開始から終了までの参加が証明できる仕組みと研修の評価を有するもの。
- ・主催団体は、個別要件①の1の記載内容と同じとする。
- ・原則として事前の申請をもとに検討する。

※研修の開始から終了までの参加が証明できる仕組みの例

- ・企画書を確認の上、30名程度の小規模なもので、開始時修了時に参加者の確認がとれるもの。
- ・研修中に運営側が参加確認を行ったことがわかるもの。
- ・WEB上で、アクセスし、いつでも聴講できる研修（オンデマンド）については、全ての受講が確認できることが可能であれば検討する。
- ・事前申請の上、あらかじめ収録されたものを、少数で集合し受講する方法も、開始終了の参加の確認ができるものとして認めることとする。

※研修の評価方法について：主催者の基準が明確であること（課題、提出物（単なる感想ではない）等、評価に用いる基準のわかるものを提出すること）。

上記の対応を令和2年4月1日より施行する

（令和2年度に実施したWEB（オンライン）研修について上記の条件を満たしていれば、令和2年4月1日まで遡って適用する）

※[WEB（オンライン）研修]を含める場合、上記条件を満たしていることがわかる書類を添付する。

個別要件⑤

「②法定外研修の受講回数の算定期間に令和2年度が含まれるもので、次の要件を満たす者

令和2年度における研修会の開催の難しい時期が6ヶ月程度継続したため、令和2年度の研修会の受講回数を2回以上とし、令和2年度以外については4回として算定した場合に、必要な法定外研修の受講回数を満たす者。」とは「地域包括支援センターや職能団体が開催する法定外の研修等」の参加回数が下記の基準に該当する者をいう。

主任介護支援専門員研修又は主任介護支援専門員更新研修 修了年度

A 平成28年度終了

平成29年度から令和2年度の4年間で14回以上16回未満
（16回以上の者は個別要件②に該当）

B 平成29年度終了

平成30年度から令和2年度の3年間で10回以上12回未満
（12回以上の者は個別要件②に該当）

C 平成30年度終了

平成31年度から令和2年度の2年間で6回以上8回未満
（8回以上の者は個別要件②に該当）